

東京湾再生推進会議設置要綱（抄）

8 分科会

- ① 幹事会の下に次の3つの分科会を置く。

陸域対策分科会

海域対策分科会

モニタリング分科会

- ② 各分科会の委員は、行動計画の策定及び推進に係る国の機関及び都県市の職員により構成し、幹事長が幹事会に諮って定める。
- ③ 各分科会に主査を置く。
- ④ 各分科会は、それぞれ3の①から③に規定する事項を検討する。